

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）の施行について、地方独立行政法人法施行令（平成 15 年政令第 486 号）、地方独立行政法人法施行規則（平成 16 年総務省令第 51 号）、[地方独立行政法人北松中央病院評価委員会条例](#)（平成 21 年条例第 65 号）及び[地方独立行政法人北松中央病院に係る重要な財産に関する条例](#)（平成 21 年条例第 66 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第 2 条 法第 22 条第 2 項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 地方独立行政法人（以下「法人」という。）の定款に規定する業務に関する事項

(2) 業務委託の基準

(3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項

(4) その他法人の業務の執行に関して必要な事項

(中期計画の認可の申請)

第 3 条 法人は、法第 26 条第 1 項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の 60 日前までに、当該中期計画を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第 26 条第 1 項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第 4 条 法第 26 条第 2 項第 7 号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 人事に関する計画

(2) 施設及び設備に関する計画

(3) 法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

(4) その他中期目標を達成するために必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第 5 条 法第 27 条第 1 項に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、年度計画を変更したときは、法第 27 条第 1 項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価の手続)

第 6 条 法人は、法第 28 条第 1 項に規定する評価を受けようとするときは、当該事業年度の終了後 3 月以内に、当該事業年度の年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を地方独立行政法人北松中央病院評価委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書)

第 7 条 法第 29 条第 1 項の事業報告書には、法第 25 条第 2 項の規定により中期目標に定められた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価の手続)

第 8 条 法人は、法第 30 条第 1 項に規定する評価を受けようとするときは、当該中期目標の期間の終了後 3 月以内に、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を委員会に提出しなければならない。

(財務諸表)

第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準(平成16年総務省告示第221号)に定めるキャッシュフロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第10条 法第34条第4項の規則で定める期間は、5年とする。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第11条 法人は、法第40条第4項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、当該規定による承認を受けなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該中期目標の期間の最後の事業年度(以下「当該期間最後の事業年度」という。)の事業年度末の貸借対照表及び当該期間最後の事業年度の損益計算書その他市長が必要があると認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第12条 法人は、法第40条第6項の規定による納付をするときは、同項の規定による納付金(以下「納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類(前条第1項の申請書に添付した同条第2項に規定する書類を除く。)を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを市長に提出しなければならない。

(納付金の納付期限)

第13条 納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第14条 法人は、法第41条第1項ただし書又は同条第2項ただし書に規定する認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 借入れ又は借換えを必要とする理由

(2) 借入金の額

(3) 借入先

(4) 借入金の利率

(5) 借入金の償還の方法及び期限

(6) 利息の支払の方法及び期限

(7) その他市長が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第15条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し又は担保に供すること(以下この条において「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 処分等に係る財産の内容及び評価額

(2) 処分等の条件

(3) 処分等の方法

(4) 当該法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

附 則

この規則は、平成22年3月31日から施行する